

## 業務受託候補者審査委員会の設置について

### 第1 目的

小・中学校 ICT 支援業務委託について、プロポーザル方式による業務受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、業務受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、必要な事項を以下のとおり定める。

### 第2 所掌事務

審査委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議したうえで、当該業務にふさわしい業務受託候補者を選定するものとする。

- (1) 参加申請書の審査
- (2) 審査方法の決定
- (3) 提案書の審議及び特定
- (4) その他必要と認めるもの

### 第3 委員

- 1 委員は、教育部長、学校教育課長、学校教育課指導係長、及び学校教育課員で構成する。
- 2 委員の任期は、提案書の特定の期間までとする。

### 第4 委員長

- 1 審査委員会に委員長を置き、委員長は教育部長とする。
- 2 委員長は審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故等があるときは、学校教育課長がその職務を代理する。

### 第5 会議

- 1 審査委員会は委員長が招集する。
- 2 審査委員会は委員2／3以上の出席をもって成立する。

### 第6 意見の聴取

委員長は、必要があると認めるときは、隨時に関係職員を審査委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

### 第7 事務局

審査委員会の庶務を行わせるため、事務局を置くものとする。

### 第8 秘密を守る義務

審査委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

### 第9 その他

以上定めるものの他、審査委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

業務受託候補者審査委員会の委員について

	役 職	氏 名	主な所掌事務
委員長	教育部長	加納 克彦	提案書の審査 ヒアリングの実施
委 員	学校教育課長	吉岡 雅彦	提案書の審査 ヒアリングの実施
委 員	学校教育課指導係長	峠館 春介	提案書提出要請書作成 提案書の審査 ヒアリングの実施
委 員	学校教育課指導主事	遠藤 雄也	提案書提出要請書作成 提案書の審査 ヒアリングの実施
事務局	学校教育課		庶務